

障がい者基幹相談支援センターだより

障害者差別解消法の施行から

4年が経過します。

No. 54



「障害者差別解消法」は正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。この法律は、障害者への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に幸せに生活できる社会＝「共生社会」の実現を目指しています。

この法律では「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

合理的配慮とは、「障害のある人となし人の平等な機会を確保するために、障害の状況や性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスを提供すること」を言います。

私たちも障害者差別解消のために



点字ブロックの上に物を置いたり、自転車を置いたりしない、駐車場の障害者専用駐車スペースに、必要のない人は駐車しないなど、まずは自分のできることから始めましょう。そして誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて行動しましょう。

#### ■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎ 0555(262) 1274

FAX 055(262) 1276

✉ [fukushi-shien@city.fuefuki.g.jp](mailto:fukushi-shien@city.fuefuki.g.jp)

[fuefuki.g.jp](http://fuefuki.g.jp)

